

令和4年定例会
環境生活農林水産常任委員会 説明資料

(所管事項説明)

- | | | | | |
|-----|--|------------------|----|-------|
| (1) | 「令和4年版県政レポート(案)」について(関係分) | ・・・ | 1 | |
| | | | | 別冊1-1 |
| | | | | 別冊1-2 |
| (2) | 『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』概要案に対する意見への回答について(関係分) | | 2 | |
| (3) | 「強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)」及び「みえ元気プラン(仮称)」最終案について(関係分) | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 別冊2 |
| (4) | 伊勢茶の振興について | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 4 | 別添1 |
| (5) | 三重県立自然公園条例の改正について | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 6 | 別添2 |
| (6) | 三重県真珠振興計画の改定について | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 | |
| (7) | 各種審議会等の審議状況の報告について | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 10 | |

- 【別冊1-1】 令和4年版県政レポート(案)(農林水産部主担当施策)
- 【別冊1-2】(参考資料) 令和4年度取組概要(施策別)(農林水産部主担当施策)
- 【別冊2】 みえ元気プラン(最終案) (農林水産部主担当施策)

令和4年6月
農林水産部

(1)「令和4年版県政レポート(案)」について(関係分)

1 農林水産部の主担当施策

「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」における農林水産部の主担当施策は、表のとおりです。

表 農林水産部主担当施策

施策名		進展度	頁
147	獣害対策の推進	B	1
153	豊かな自然環境の保全と活用	A	5
253	農山漁村の振興	A	9
311	農林水産業の多様なイノベーションの促進とブランド力の向上	B	13
312	農業の振興	B	17
313	林業の振興と森林づくり	B	21
314	水産業の振興	C	25

(2)「『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』概要案に対する意見」への回答について(関係分)

環境生活農林水産常任委員会

(農林水産部主担当施策)

施策番号	施策名	委員会意見	回答案
6-1	農業の振興	世界的な人口増加や政情不安などにより、海外からの農作物の輸入が滞る可能性があることから、米・麦・大豆をはじめとした作物の生産増に取り組み、食料自給率の向上に寄与することについて追記されたい。	最終案において、基本事業の取組に「食料の自給率の維持・向上に向け」と記載します。
		家族単位での中小の農家における経営継続に向けて、多様なニーズに対応する効果的な取組を進められたい。	最終案において、めざす姿として、「小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が営まれる」旨を記載するとともに、スマート技術の活用による省力化など家族農業の営農継続に向けた取組を進めていきます。
6-3	水産業の振興	伊勢湾における水産業の振興について、環境生活部、県土整備部とさらに連携して「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組を進められたい。また、干潟・藻場の再生・保全についても、市町や漁協などの地元関係者とこれまで以上に連携して取組を進められたい。	農林水産部では、環境生活部、県土整備部との連携のもと試行している流域下水処理場の栄養塩類管理運転について、黒ノリや二枚貝類に及ぼす影響を評価するなど「きれいで豊かな海の実現」に向けた取組を一層進めていきます。 また、干潟・藻場の再生・保全について、市町や漁協、研究機関と緊密に連携しながら、地域のニーズに応じた取組を進めることで、漁場環境の改善を図っていきます。

(4) 伊勢茶の振興について

1 現状

本県は、10世紀の初頭から茶が栽培され、明治期には輸出によって名を馳せるなど、歴史ある茶の産地で、令和3年では、栽培面積、生産量が全国第3位となっています。特に、「かぶせ茶」は、令和2年産で全国第1位の生産量を誇り、全国シェアの約56%を占めています。

しかしながら、人口の減少や食生活の変化に伴う飲料嗜好の多様化によるリーフ茶の消費減少、ペットボトル需要の頭打ちに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外食や観光の需要減少により、茶の販売価格は低迷しており、茶農家の経営は厳しい状況が続いています。

その一方で、1世帯における年間の緑茶購入量が全国1位の県では、緑茶購入量が本県の2倍程度となっており、本県でも茶の消費量を伸ばせる余地があると考えられます。

また、県内の茶産地では、高齢化による茶農家の一層の減少や次世代の経営者不足、荒廃茶園の拡大などの懸念があり、こうした構造的な課題に対応していくことが必要となっています。

こうしたことから、令和3年12月に策定した「伊勢茶振興計画」に基づき、「茶農家の所得向上」と「伊勢茶の消費拡大」を両輪として、取組を開始したところです。(別添1)

2 「伊勢茶振興計画」について

計画の期間は、令和4年度～13年度の10年間で、概ね5年毎に見直していきます。

(1) めざすべき姿

持続可能で元気な茶業の実現と県民が誇りに思える伊勢茶産地づくりに向け、次の姿の実現をめざします。

- ・意欲ある茶業経営体がそれぞれの実情に応じた経営戦略に基づき、安定した収益を確保するとともに、実需者ニーズに的確に対応できる流通体制が整備され、海外も含めて販路が拡大している姿
- ・県内において、飲用のための伊勢茶の商品が拡大するとともに、伊勢茶を活用した加工品や料理、サービスなどの提供を通じて、県民の伊勢茶への愛が深まり、伊勢茶の消費が拡大している姿

(2) 基本的な取組方向

めざすべき姿の実現に向けた取組方向として、

I-1 伊勢茶産地の将来を担う経営体の育成と販路の拡大

I-2 伊勢茶の国内外への流通販売体制の強化

II 県民運動による伊勢茶の消費拡大の推進

の3つの方向を設定し、取組を進めます。

(3) 目標指標の設定

めざすべき姿の実現に向け、4つの目標指標を設定しています。

- ・茶の認定農業者のうち他産業従事者と同程度以上の農業所得がある者の割合
- ・茶園の将来の利用についての具体的な合意形成が図られている集落数
- ・直近3か年の1世帯あたりの茶の平均購入量
- ・伊勢茶の消費拡大に協力していただく店舗・事業者数

(4) 令和3年度の実施

茶の価格が低迷する中、茶農家の販売環境の改善に向け、消費拡大の実施を緊急的に進める必要があったことから、計画の策定に先んじて、令和3年度当初から、伊勢茶の県内消費と輸出の拡大を図るため、以下の実施を進めてきました。

- ・県内企業や小売店と連携した、マイボトルとティーバッグを活用して伊勢茶を楽しむ「伊勢茶マイボトルキャンペーン」の展開
- ・三重県総合博物館における伊勢茶の歴史や文化を展示する企画展の開催
- ・(株)エイチ・アイ・エスと連携した「伊勢茶輸出プロジェクト」によるアゼルバイジャンにおける新商品の開発とプロモーションの実施

3 今後の対応

令和3年度に実施した実施に加え、令和4年度は、「伊勢茶振興計画」に基づき、短期集中的に取り組む重点課題として、「産地構造改革」、「輸出促進」、「消費拡大」に向け、県や茶業会議所、JA全農みえ、JA、市町、市場開設者、生産者、茶商工業者、伊勢茶推進協議会が参画するプロジェクトを設置しながら、以下の実施を推進します。

(1) 産地の構造改革

- ・意欲ある経営体への茶園の継承・集積に向けた体制づくり
- ・生産効率を高めるための茶園の基盤整備や改良、優良品種の導入による品種分散のほか、スマート茶業技術の実装に向けた研究開発や実証
- ・経営の複合化に向けた野菜などの他作物の導入検討
- ・国際水準GAPの団体認証の取得促進

(2) 輸出の促進

- ・有機栽培を含めた輸出向け生産体制の確立
- ・EUやドバイにおける販路の開拓や現地ニーズに対応した加工食品・飲食店メニューのほか、県内産地と観光資源を一体化したインバウンド向けの商品や産地体験ツアーの開発
- ・煎茶や抹茶のデカフェ商品の開発および欧米でのマーケット調査やプロモーション

(3) 県民運動による消費拡大

- ・民間事業者の自由な発想を生かした、マイボトルの活用促進につながる伊勢茶の名称を付けた商品やサービスの開発促進およびPR
- ・飲食事業者による伊勢茶や伊勢茶を活用したメニューの提供促進および発信

(5) 三重県立自然公園条例の改正について

1 背景

国（環境省）は、国立・国定公園において、地方自治体や関係事業者等による地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設け、保護のみならず、利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」を実現するため、「自然公園法」を令和3年5月に改正、令和4年4月1日に施行しました。

三重県には、2つの国立公園（伊勢志摩・吉野熊野）、2つの国定公園（鈴鹿・室生赤目青山）のほか、5つの県立自然公園があり、県立自然公園は、「三重県立自然公園条例」（以下、「県条例」という。）に基づき、保全管理を行っています。

近年、自然や健康への関心の高まりから、市町や関係事業者により県立自然公園内の豊かな自然を活用したエコツアーが開催されるなど、県立自然公園の利用拡大が進んでいます。

このような状況をふまえ、県立自然公園の適正な保護とさらなる利活用の促進を図るため、県条例を改正しようとするものです。（別添2）

自然公園法の主な改正内容

- ① 「自然体験活動促進計画制度」の創設
- ② 「利用拠点整備改善計画制度」の創設
- ③ 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化

2 県条例改正の概要

県条例の改正は、「自然公園法」の改正内容に準じ行うものとします。

(1) 「自然体験活動促進計画制度」の創設

市町やガイド事業者等からなる協議会が、地域の魅力を生かした自然体験活動の実施に向けた「自然体験活動促進計画」を作成し、県の認定を受けた場合、県条例に係る事業実施に必要な許可事務を不要とする特例により、手続を簡素化します。

これにより、地域関係者が一体となって行う魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供等が進み、県立自然公園の利活用が促進されます。

(2) 「利用拠点整備改善計画制度」の創設

市町や旅行事業者等からなる協議会が、魅力的な滞在環境の整備に向けた「利用拠点整備改善計画」を作成し、県の認定を受けた場合、県条例に係る事業実施に必要な認可事務を不要とする特例により、手続を簡素化します。

これにより、地域関係者が一体となって行う廃屋の撤去や跡地を活用した拠点整備、景観デザインの統一等が進み、県立自然公園内における自然と調和した街並みづくりが促進されます。

(3) 餌付け行為への規制や違反行為への罰則強化

野生生物への餌付け行為に対する規制や、植物の違法採取、伐採といった違反行為に対する罰則を強化します。

これにより、野生生物による人的・物的被害の発生の防止や、禁止行為への厳しい対処が可能となり、県立自然公園内の豊かな自然環境の確保が図られます。

罰則規定の改正内容

- ① 県立自然公園の特別地域内等において、餌付け等により野生動物（鳥類または哺乳類に属するものに限る）の生態系に影響を与える行為の規制（30万円以下の罰金）の新設
- ② 特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げ（改正前：6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）

3 今後の対応

令和5年4月1日の施行に向け、本常任委員会でのご意見や、パブリックコメントによる県民の皆さんからのご意見をふまえ、手続きを進めます。

公布後は、県立自然公園内で自然体験活動等の取組を行っている市町や関係事業者等に対して条例の改正内容を周知し、県立自然公園の適正な保護と利活用の促進を図ります。

4 今後のスケジュール

令和4年7月	パブリックコメントの実施
令和4年11月	11月定例会会議 県条例改正議案上程
令和4年12月	公布
令和5年4月1日	施行

【参考】県立自然公園一覧

水郷県立自然公園	(桑名市、木曾岬町)
伊勢の海県立自然公園	(津市、鈴鹿市)
赤目一志峡県立自然公園	(津市、松阪市、名張市)
香肌峡県立自然公園	(松阪市、多気町)
奥伊勢宮川峡県立自然公園	(大台町、大紀町)

(6) 三重県真珠振興計画の改定について

1 「三重県真珠振興計画」について

県では、「真珠の振興に関する法律」の規定に基づき、国が定める「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に即し、今後 10 年間に実施する施策をまとめた「三重県真珠振興計画」（以下「振興計画」という。）を平成 30 年 4 月に策定しました。

本振興計画は、策定から 5 年目となることに加え、策定時には想定できなかったアコヤガイの大量へい死や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する大きな社会情勢の変化をふまえ、本年度、振興計画の一部を改定することとします。

振興計画の構成

- 第 1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向
- 第 2 真珠の需要の長期見通しに即した生産目標
- 第 3 真珠産業の振興のための施策
- 第 4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策
- 第 5 真珠の需要増進のための施策

2 令和 3 年度までの取組

(1) 生産目標

振興計画では、国の基本方針に定められた生産額の増加率にあわせて、令和 9 年の生産目標を 37 億円とする目標を定めています。これまで、振興計画に基づき、さまざまな取組を行ってきましたが、平成 30 年に 36 億円に達した本県の真珠生産額は、令和元年度に発生したアコヤガイの大量へい死やコロナ禍の影響により、令和 2 年は 16 億円まで減少しました。令和 3 年には 27 億円と回復の兆しがみられるものの、未だ現状値（平成 26 年）並みの水準にあります。

目標項目	平成 26 年 現状	平成 30 年 実績	令和 元年 実績	令和 2 年 実績	令和 3 年 実績	令和 9 年 目標
真珠生産額 (漁業・養殖 業生産統計)	約 25 億円	36 億円	30 億円	16 億円	27 億円*	37 億円

※「漁業・養殖業生産統計」における令和 3 年実績は現時点で未公表であるため、参考として、三重県真珠養殖連絡協議会による集計値を記載

(2) 施策の進捗

振興計画に記した施策（第 3 から第 5 の施策）の進捗を管理するため、設定した中期（令和 3 年度まで）の数値目標については、「②浚渫による漁場環境の改善」が目標を下回ったものの、それ以外の指標については、目標を達成しました。

なお、「②浚渫による漁場環境の改善」については、アコヤガイの大量へい死の原因として、水産研究所による調査の結果、高水温や餌不足に起因するアコヤガイの衰弱状態に、養殖施設の揺れ、海水の濁り等のストレスとなる複数の要因が加わり、へい死に至ったと考えられたことから、それらの影響となり得る浚渫事業を令和 2 年度以降休止したことにより、目標を下回ったものです。

指標項目	平成 29 年度 現状	令和 3 年度 目標	令和 3 年度 実績
①新たな優良アコヤガイの生産技術等の開発	—	2 件	2 件
②浚渫による漁場環境の改善	39.0ha	49.2ha	41.68ha
③漁師塾等による後継者育成	—	4 名	4 名
④一般向け真珠講座等の開催による真珠文化の発信	246 名	500 名	1,178 名
⑤海外・国内からの真珠見学ツアーの受け入れ	85 名	150 名	215 名

3 振興計画の主な見直し

第 1 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向

アコヤガイの大量へい死、新型コロナウイルス感染症の影響等、近年の真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する社会情勢等の変化を追記

第 2 真珠の需要の長期見通しに即した生産目標

振興計画に記した施策（第 3 から第 5 の施策）の進捗を管理するため、令和 9 年までの数値目標について、項目の追加・削除、及び目標数値を設定

第 3 真珠産業の振興のための施策

「三重県版アコヤタイムライン」などアコヤガイの大量へい死対策、気候変動に対応できる品種開発など、真珠養殖業が安定して継続できるよう、中期的な視点で生産振興を追記

第 4 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策

大阪・関西万博等、国内外の各種イベントを積極的に活用した県産真珠の情報発信の機能強化に向け修正

第 5 真珠の需要増進のための施策

コロナ収束後も見据えたオンラインの活用による取引拡大に向け、需要増進の取組を修正

4 今後のスケジュール

学識経験者や養殖業者が参加する「三重県真珠養殖対策会議」、流通・加工業者で構成される「三重県真珠振興協議会」等、関係団体からの意見聴取を行ったうえで、中間案を作成し、11 月定例会議の本常任委員会で説明したいと考えています。

令和 4 年 7～12 月	真珠関係団体からの意見聴取、中間案の作成
12 月中旬	本常任委員会での中間案の説明
12 月～令和 5 年 3 月	パブリックコメントの実施、最終案の調整
3 月中旬	本常任委員会での最終案の報告
3 月下旬	振興計画の改定

(7) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年2月17日～令和4年6月2日)
(農林水産部)

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会第3回鳥獣部会
2 開催年月日	令和4年2月21日(月)
3 委員	【部会長】(一社)三重県農業会議 会長 野呂 政夫 ほか5名
4 諮問事項	第13次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定
5 調査審議結果	(1) 第13次鳥獣保護管理事業計画の策定 (2) 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の策定 (3) 第二種特定鳥獣管理計画(イノシシ)の策定 (4) 第二種特定鳥獣管理計画(ニホンザル)の策定 (1)～(4)について審議いただき、適当と認められました。
6 備考	